

福井県報

号外第23号

令和7年

3月10日(月)

火曜日発行

— 目 次 —

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（水産課）…………… 1

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月10日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付す事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による
- (3) 契約期間
契約締結日から令和10年3月17日（金）まで
- (4) 納入場所
福井県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) 過去20年の間に国（独立行政法人および国立大学法人を含む。）または地方公共団体（地方独立行政法人および公立大学法人を含む。）が所有する調査、研究、観測、実習または練習を目的とする180トン以上の漁業試験船またはこれに準ずる船舶の建造実績を有する者であること。

なお、「過去20年の間」とは平成17年4月1日から入札参加資格提出確認申請書の提出までの期間とし、「建造実績」とは納入が完了したものとし、建造中のもの

は含めないこととする。

- (6) この入札に係る漁業資源調査船を建造するために必要な船台を現に有する者であること。
- (7) 軽合金、鋼構造等の製作に必要な工事設備および技術を有する者であること。
- (8) 建造された漁業資源調査船に関する緊急時の対応、保守点検、修理、部品供給その他のアフターサービスについて、対応窓口および実施体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑な提供ができると認められる者であること。
- (9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続きに支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式1）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部水産課 水産戦略グループ

電話 0776-20-0484

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙様式3）に必要な書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間

令和7年3月10日（月）9時から令和7年3月31日（月）17時まで

- (2) 申請書等の提出方法

- ① 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認定業務を行うものが発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

- ② 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部水産課

イ 提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合は配達証明付書留郵便とする。）

- (3) 資格の確認の通知

資格の確認等の結果は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

- (1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

- (2) 入札書の提出期間および場所

ア 入札書の提出期間

令和7年4月21日（月）9時から令和7年4月23日（水）12時まで

イ 場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部水産課

(3) 開札日時および場所

ア 開札日時

令和7年4月23日(水) 14時

イ 場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部水産課

7 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、この入札の落札者決定の効果は、令和7年度予算発効時において生じる。

9 議会の議決

(1) この入札に係る契約が議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年福井県条例第1号)第2条に規定する契約に該当する場合は、落札後に仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たときに当該契約を本契約とみなす。

(2) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が入札参加資格を取消しされもしくは停止されている場合または県の指名停止措置を受けた場合においては、県は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができるとともに、一切の損害賠償の責を負わない。

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する、別に知事が行う審査を申請する時期と場所

① 申請者の受付時期

福井県の休日を定める条例(令和元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) 本件は電子契約の対象である。電子契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、入札説明書 別紙様式6「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

提出先(e-mail): suisan@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

(8) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Fisheries Research Vessel 1 set

(2) Date, Time of Bidding:

2:00 p.m. April 23, 2025 (Time-limit for the submission of tenders : 12:00 p.m. April 23, 2025)

(3) Period of Contract:

March 17, 2028

(4) Contact point for the notice:

Fishery Division, Department of agriculture, forestry and fishery, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8580 Japan.

TEL 0776-20-0435 (Japanese only)

